



奥州市妊産婦タクシー助成券交付事業

ご使用の案内

奥州市では、妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するため妊産婦タクシー助成券を交付しています。

種 類	助 成 内 容	有効期限
①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券(20枚交付) (通院や買い物などで外出するとき)	1万円 (500円×20枚)	母子健康手帳 交付日から1年間
②出産等支援タクシー助成券(4枚交付) (出産や健診等で医療機関に通院するとき)	タクシー料金全額助成 (4万円上限×4枚)	

◆手続きについて

- 1 妊娠届出時(母子健康手帳交付時)にタクシー助成券を交付します。
- 2 転入された妊婦の方には、妊婦健診票の交付手続きの際にお渡しします。

◆使い方について

① 妊産婦おでかけ支援タクシー助成券

- 1 タクシー利用時に母子健康手帳を提示し、“妊産婦おでかけ支援タクシー助成券”を使用することを伝えてください。
- 2 運賃支払い時にタクシー助成券を渡してください。1回に複数枚使用できます。

＜利用例＞ 自宅から医療機関までタクシーを利用した場合

タクシー運賃が1,780円だったとき

【 タクシー助成券 3枚 + 現金支払280円 = 1,780円 】

500円×3枚=1,500円

② 出産等支援タクシー助成券

- 1 妊産婦等が医療機関を受診、または医療機関から帰宅するときに使用できます。
- 2 タクシー利用時に母子健康手帳を提示し、“出産等支援タクシー助成券”を使用することを教えてください。
- 3 初乗りから40,000円を超える額は、自己負担となります。
- 4 助成券1枚につき片道分としてお使いください(1枚で往復利用は不可)

☆ 交付を受けた本人が乗車した場合に使用できます。

☆ 運賃には高速料金も含まれます。



◆利用できるタクシー会社

(令和8年 10 月 1 日現在)

【胆江地区】 (奥州・金ヶ崎地区)	【北 上 地 区】	【一 関 地 区】
○北都交通 TEL24-3111 ○水沢タクシー TEL25-8181 北都交通 岩谷堂営業所 TEL35-2555 前沢タクシー TEL56-3121 ○奥州いさわタクシー TEL46-4411 衣川タクシー TEL52-3011 光タクシー TEL42-5522 北都交通 金ヶ崎営業所 TEL42-2161	○八重樫タクシー TEL0197-64-1151 大安タクシー TEL0197-63-3331 ○都タクシー TEL0197-63-2200 ○北上タクシー TEL0197-63-2345 ○平和タクシー TEL0197-64-1234 ○安全タクシー TEL0197-65-4321 ○村崎野タクシー TEL0197-66-2627 藤タクシー TEL0197-64-2311 江釣子タクシー TEL0197-77-2434 ほっと交通 TEL0197-71-2117	アイタクシー TEL0191-25-6666 ○一関中央交通 TEL0191-31-3333 ○一関平泉タクシー TEL0191-23-2222 県南タクシー TEL0191-26-5555 花泉タクシー TEL0191-82-2541
【盛 岡 地 区】		
○盛岡タクシー TEL019-622-9121 ○ヒノヤタクシー TEL019-653-1551 ○富士タクシー TEL019-623-9111 ○つばめタクシー TEL019-661-0061 ○県都タクシー TEL019-636-3335 ○岩手ハイヤー TEL019-647-1670	○相互タクシー TEL019-653-1771 旭タクシー TEL019-647-3112 ○城東交通 TEL019-636-2411 ○みたけタクシー TEL019-641-4482 ○太田タクシー TEL019-659-0071 ○こがわタクシー TEL019-626-5062 ○あいのりタクシー TEL019-613-3291	雫石タクシー TEL019-692-3131 ○ふるさと交通 TEL019-601-5550 矢巾タクシー TEL019-697-2525 ○にこにこ交通 TEL019-646-2525 盛岡個人タクシー協同組合 加盟タクシー 岩手県個人タクシー協会 加盟タクシー

〔○印 24 時間営業のタクシー会社〕

◆使用上の注意

- ・ タクシー会社へ電話をする際、奥州市妊産婦タクシー助成券を使用することを伝えてください。
- ・ 交付を受けた本人が乗車しない場合は使用できません。(他人譲渡禁止)
- ・ 市外に転出した場合は、未使用の助成券を速やかに返還してください。



※道路交通法により、タクシー利用の際はチャイルドシート着用義務が免除されます。

奥州・金ヶ崎地区のタクシー会社では準備できる場合がありますので、事前にタクシー会社へご確認ください。また、子育て世帯をサポートする子育てタクシーを取り扱っているタクシー会社があります。詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。

< タクシーの営業区域について >

法律によりタクシー会社には営業区域が定められています。発着地ともに営業区域外の場合はそのタクシー会社を利用することが出来ません。詳細は各タクシー会社にお問合せください。

〔 お問い合わせ : 奥州市健康こども部 健康増進課 親子みらい係 TEL:0197-34-2171 〕

令和8年 10 月